

那覇港浦添ふ頭地区交流・賑わい空間公有水面埋立事業に係る  
環境影響評価方法書への意見書の提出について

沖縄県環境影響評価条例第8条の規定に基づき、方法書の内容について環境保全の立場から意見のある者は、次に定めるところにより事業者に対し書面により意見を提出することができます。

1. 提出期限：令和6年2月9日(金)まで（必着）

2. 提出先

- ① 郵送・メールの場合：下記4.の問合せ先
- ② 持参する場合：各縦覧場所
  - 浦添市役所 4階 浦添市土地開発公社
  - 那覇港管理組合 2階 プロジェクト推進室
  - 那覇市役所 7階 環境部 環境政策課
  - 宜野湾市役所 2階 市民経済部 環境対策課

3. その他意見書の提出に必要な事項

- ① 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所  
(法人・団体の場合は、名称、代表者の氏名、事務所所在地)
- ② 意見書の提出の対象である方法書の名称
- ③ 方法書についての環境の保全の見地からの意見  
(意見は日本語により、意見の理由を含めて記載すること)

4. 問合せ先

浦添市土地開発公社 事業係

住 所：〒891-2501 沖縄県浦添市安波茶一丁目1番1号

電 話：098-876-1234（内線2712）

メール：totikaihatu@city.urasoe.lg.jp

那覇港浦添心頭地区交流・賑わい空間公有水面埋立事業に係る  
環境影響評価方法書に対する意見書

令和 年 月 日

浦添市土地開発公社 理事長 宛

〒

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(法人その他の団体にあつてはその名称、  
代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

1. 環境の保全の見地からの意見

---

---

---

---

---

---

---

2. 上記意見の理由

---

---

---

---

---

---

---